第５章　子ども・子育ての環境整備

１．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市が設定する教育・保育提供区域については、以下の「教育・保育提供区域の設定の考え方」を踏まえ、第２期計画に引き続き、本庁・支所区域の８区域（以下「行政区域」とする。）を基本とします。

なお、放課後児童健全育成事業のようにより小さな単位での想定が適切なものや、行政区域をまたいだ広域的な利用実態があるもの、限られた施設で実施しているものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定し、捉えていくこととします。

■教育・保育提供区域の設定の考え方

・教育・保育施設と児童の分布状況を見ると、行政区域において、おおむね供給と利用範囲のバランスが整っていること。
・地域包括ケア計画（介護保険事業計画）においても、介護保険法において日常生活圏域を定めることとされており、行政区域に市域を区分していること。

■各事業と提供区域の考え方

事業等名		区域設定	設定理由
子ども・子育て支援給付	保育事業 ・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業	行政区域	行政区域においては、需要と供給のバランスが比較的取れていることや利用実態として現状に即しているため
	教育事業 ・幼稚園 ・認定こども園	市全域	広域的な利用実態があり、行政区域での区分けが実状に沿っていないため
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	行政区域	保育園、認定こども園、地域型保育事業に合わせた設定が必要であるため
	一時預かり事業	幼：市全域 保：行政区域	幼稚園等と保育園とで、それぞれの区域設定が必要であるため
	地域子育て支援拠点事業	市全域	全行政区域に設置されておらず、また利用定員のある施設でないため
	利用者支援事業	市全域	基本型７施設、こども家庭センター型１施設において実施しているため
	病児・病後児保育事業	市全域	病児保育１施設、病後児保育２施設において実施しているため
	放課後児童健全育成事業	小学校区	小学生が放課後等に通う施設であり、小学校区で実施しているため
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	市全域	１施設において実施しているため
	子育て短期支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	養育支援訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	子育て世帯訪問支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	親子関係形成支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	妊婦等包括相談支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	妊婦に対する健康診査 （妊婦健康診査事業）	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	産後ケア事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	実費徴収に係る補足給付事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため

2．量の見込みの算出と確保の内容の検討

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、2025（令和７）年度を初年度とする５年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、市民意識調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

■量の見込みの算出の流れ

※　認定区分の考え方

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	２号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園	地域型保育事業

3．教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

「①量の見込み」のニーズに応じた「②確保の内容」の定員数を確保できるよう、提供体制を整えていきます。

■教育・保育事業　一覧表

単位（人）

全市合計				計画				
				2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
保育事業	2号認定	3～5歳児	①量の見込み	4,592	4,419	4,253	4,139	4,112
			②確保の内容	5,908	6,008	6,008	6,008	6,008
			②－①	1,316	1,589	1,755	1,869	1,896
	3号認定	1～2歳児	①量の見込み	2,045	2,039	2,102	2,072	2,047
			②確保の内容	2,580	2,610	2,610	2,610	2,610
			②－①	535	571	508	538	563
		0歳児	①量の見込み	239	235	232	230	227
			②確保の内容	339	348	348	348	348
			②－①	100	113	116	118	121
教育事業	1・2号認定	3～5歳児	①量の見込み	3,797	3,653	3,516	3,422	3,400
			1号認定	2,904	2,795	2,689	2,617	2,600
			2号認定	893	858	827	805	800
			②確保の内容	5,813	5,713	5,713	5,713	5,713
			②－①	2,016	2,060	2,197	2,291	2,313

（1）保育事業（保育園・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業）

事業概要	保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。 ▸提供区域 行政区域
施設数	**保育園・認定こども園・地域型保育事業…62 箇所（公立 37・私立 25）** 中央区域…18 箇所 岩津区域…８箇所 岡崎区域…８箇所 矢作区域…９箇所 大平区域…５箇所 六ツ美区域…６箇所 東部区域…４箇所 額田区域…４箇所（保育所型認定こども園２箇所含む。）
現況	2019（令和元）年度から 2023（令和５）年度にかけて、３～５歳児の利用は減少傾向となっている一方で、０～２歳児の利用は増加あるいは横ばいで推移しています。

■利用実績の推移

単位（人）

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
２号認定	３～５歳	5,169	5,152	5,118	4,960	5,053	0.98
３号認定	0歳	209	208	248	248	271	1.30
	１～２歳	2,128	2,065	1,982	1,997	2,056	0.97
合　計		7,506	7,425	7,348	7,205	7,380	0.98

※ 各年度 10 月 1 日現在

①全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

全　体		2025 年度			2026 年度			2027 年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4,592	239	2,045	4,419	235	2,039	4,253	232	2,102
②確保の内容	保育園 認定こども園	5,908	330	2,532	6,008	339	2,562	6,008	339	2,562
	地域型保育		9	48		9	48		9	48
②−①		1,316	100	535	1,589	113	571	1,755	116	508

全　体		2028 年度			2029 年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4,139	230	2,072	4,112	227	2,047
②確保の内容	保育園 認定こども園	6,008	339	2,562	6,008	339	2,562
	地域型保育		9	48		9	48
②−①		1,869	118	538	1,896	121	563

■０～２歳の保育利用率

	2023年度 利用実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
全市	27.4%	29.3%	29.5%	29.0%	29.4%	29.7%

※ 保育利用率は各年度の定員を推計人口で除して算出

提供体制の考え方

● 確保の内容については、既存の保育園の改修や私立幼稚園の認定こども園への移行による定員増を基本として、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

● ０～２歳児の低年齢保育需要に応じて保育園の定員数の見直しなどにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

＜整備計画＞
●保育園の建替え（定員変更）
2027（令和９）年度　　矢作保育園（矢作区域）

●幼稚園の認定こども園化
2026（令和８）年度
私立幼稚園の認定こども園移行により段階的に２・３号定員を増員（大平区域）

② 区域別の量の見込みと確保の内容

■中央区域

単位（人）

中央区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		1,274	69	531	1,215	68	572	1,147	68	633
②確保の内容	保育園 認定こども園	1,688	88	724	1,688	88	724	1,688	88	724
	地域型保育		6	32		6	32		6	32
②−①		414	25	225	473	26	184	541	26	123

中央区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		1,169	67	624	1,220	67	614
②確保の内容	保育園 認定こども園	1,688	88	724	1,688	88	724
	地域型保育		6	32		6	32
②−①		519	27	132	468	27	142

■岡崎区域

単位（人）

岡崎区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		759	39	328	710	38	328	685	38	330
②確保の内容	保育園 認定こども園	839	58	398	839	58	398	839	58	398
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		80	19	70	129	20	70	154	20	68

岡崎区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		657	38	327	654	37	324
②確保の内容	保育園 認定こども園	839	58	398	839	58	398
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		182	20	71	185	21	74

■大平区域

単位（人）

大平区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		419	20	191	426	20	179	419	19	183
②確保の内容	保育園 認定こども園	565	28	227	665	37	257	665	37	257
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		146	8	36	239	17	78	246	18	74

大平区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		403	19	181	384	19	180
②確保の内容	保育園 認定こども園	665	37	257	665	37	257
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		262	18	76	281	18	77

● 2026（令和８）年度の私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行による２・３号定員増（139人増予定）などにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

■東部区域

単位（人）

東部区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		231	11	104	225	11	100	213	10	97
②確保の内容	保育園 認定こども園	330	17	143	330	17	143	330	17	143
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		99	6	39	105	6	43	117	7	46

東部区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		196	10	95	190	10	93
②確保の内容	保育園 認定こども園	330	17	143	330	17	143
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		134	7	48	140	7	50

■岩津区域

単位（人）

岩津区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		582	30	248	539	29	250	499	28	263
②確保の内容	保育園 認定こども園	795	45	350	795	45	350	795	45	350
	地域型保育		3	16		3	16		3	16
②−①		213	18	118	256	19	116	296	20	103

岩津区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		493	28	257	491	27	253
②確保の内容	保育園 認定こども園	795	45	350	795	45	350
	地域型保育		3	16		3	16
②−①		302	20	109	304	21	113

■矢作区域

単位（人）

矢作区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		737	38	351	706	37	331	704	37	310
②確保の内容	保育園 認定こども園	855	49	371	855	49	371	855	49	371
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		118	11	20	149	12	40	151	12	61

矢作区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		641	37	306	612	36	304
②確保の内容	保育園 認定こども園	855	49	371	855	49	371
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		214	12	65	243	13	67

■六ツ美区域

単位（人）

六ツ美区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		540	29	267	546	29	251	535	29	252
②確保の内容	保育園 認定こども園	674	38	268	674	38	268	674	38	268
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		134	9	1	128	9	17	139	9	16

六ツ美区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		516	28	250	493	28	248
②確保の内容	保育園 認定こども園	674	38	268	674	38	268
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		158	10	18	181	10	20

■額田区域

単位（人）

額田区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		50	3	25	52	3	28	51	3	34
②確保の内容	保育園 認定こども園	162	7	51	162	7	51	162	7	51
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		112	4	26	110	4	23	111	4	17

額田区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		64	3	32	68	3	31
②確保の内容	保育園 認定こども園	162	7	51	162	7	51
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		98	4	19	94	4	20

● 在園希望児の減少に伴い、2023（令和５）年度から下山保育園を休園しています。

（2）教育事業（幼稚園・認定こども園（1・2号））

事業概要	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。 ▸提供区域 市全域
施設数	**幼稚園・認定こども園…27 箇所** **（幼稚園：私立 20　　認定こども園：公立５（幼保連携型３、保育所型２）、私立２（幼保連携型２））** 中央地域…９箇所 岩津地域…３箇所 岡崎地域…２箇所 矢作地域…５箇所 大平地域…２箇所 六ツ美地域…２箇所 東部地域…２箇所 額田地域…２箇所
現況	2019（令和元）年度から 2023（令和５）年度にかけて、減少傾向で推移しています。また、市外の幼稚園への通園者も減少しています。 ●市外幼稚園への通園者（概数）…2023 年度：幸田町 175 人、西尾市 75 人、安城市 45 人、豊田市 5 人 ●他市町から市内幼稚園への通園者（概数）…2023 年度：120 人

■利用実績の推移

単位（人）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
幼稚園・認定こども園	5,346	5,111	4,961	4,654	4,178	0.78

※ 各年度5月1日現在

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

全体		2025 年度		2026 年度		2027 年度		2028 年度		2029 年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み（必要利用定員総数）		2,904	893	2,795	858	2,689	827	2,617	805	2,600	800
		3,797		3,653		3,516		3,422		3,400	
②確保の内容	幼稚園 認定こども園	5,813		5,713		5,713		5,713		5,713	
②－①		2,016		2,060		2,197		2,291		2,313	

※ 2号は教育ニーズのみ

提供体制の考え方

● 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

＜整備計画＞
●認定こども園７園　765 人　→　2026（令和８）年度　８園　1,065 人
保育所型認定こども園（額田区域）、幼保連携型認定こども園（中央区域、岡崎区域、矢作区域）及び幼稚園型認定こども園において、引き続き１号認定児童の受入れ枠を確保する。
●私立幼稚園 20 園　5,048 人　→　2026（令和８）年度　19 園　4,648 人
2026（令和８）年度に１園が認定こども園へ移行（大平区域）予定

4．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

■地域子ども・子育て支援事業　一覧表

全市合計			計画 2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	単位
時間外保育事業		①量の見込み	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092	人
		②確保の内容	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092	
		②-①	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	幼稚園 認定こども園	①量の見込み	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954	人日
		②確保の内容	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954	
		②-①	0	0	0	0	0	
	保育園等	①量の見込み	8,120	8,062	8,190	8,081	7,986	
		②確保の内容	30,540	30,540	30,540	30,540	30,540	
		②-①	22,420	22,478	22,350	22,459	22,554	
地域子育て支援拠点事業		①量の見込み	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106	人日
		②確保の内容	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106	
		②-①	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	基本型 （うち地域子育て相談機関）	①量の見込み	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	箇所
		②確保の内容	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	
		②-①	0	0	0	0	0	
	こども家庭センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1	
		②確保の内容	1	1	1	1	1	
		②-①	0	0	0	0	0	
病児・病後児保育事業		①量の見込み	711	694	686	672	666	人日
		②確保の内容（病児）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	
		②確保の内容（病後児）	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	
		②-①	2,809	2,826	2,834	2,848	2,854	
放課後児童健全育成事業		①量の見込み	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800	人
		②確保の内容	3,715	3,830	3,830	3,830	3,830	
		②-①	▲101	16	67	47	30	
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		①量の見込み（就学前）	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864	回
		②確保の内容（就学前）	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864	
		②-①	0	0	0	0	0	
		①量の見込み（小学生）	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	
		②確保の内容（小学生）	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	
		②-①	0	0	0	0	0	
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）		①量の見込み（ショート）	120	120	120	120	120	人日
		②確保の内容（ショート）	120	120	120	120	120	
		②-①	0	0	0	0	0	
		①量の見込み（トワイライト）	67	67	67	67	67	
		②確保の内容（トワイライト）	67	67	67	67	67	
		②-①	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）		①量の見込み	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340	人
		②確保の内容	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340	
		②-①	0	0	0	0	0	
養育支援訪問事業		①量の見込み	600	600	600	600	600	人
		②確保の内容	600	600	600	600	600	
		②-①	0	0	0	0	0	
子育て世帯訪問支援事業		①量の見込み	110	110	110	110	110	人日
		②確保の内容	110	110	110	110	110	
		②-①	0	0	0	0	0	
親子関係形成支援事業		①量の見込み	5	5	5	5	5	人
		②確保の内容	5	5	5	5	5	
		②-①	0	0	0	0	0	
妊婦等包括相談支援事業		①量の見込み	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233	回
		②確保の内容	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233	
		②-①	0	0	0	0	0	
妊婦に対する健康診査 （妊婦健康診査事業）		①量の見込み	34,806	33,760	32,741	32,741	32,741	回
		②確保の内容	34,806	33,760	32,741	32,741	32,741	
		②-①	0	0	0	0	0	
産後ケア事業		①量の見込み	780	964	1,028	1,028	1,028	人日
		②確保の内容	780	964	1,028	1,028	1,028	
		②-①	0	0	0	0	0	
実費徴収に係る補足給付事業		①量の見込み	603	580	558	543	540	人
		②確保の内容	603	580	558	543	540	
		②-①	0	0	0	0	0	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		①量の見込み	5	5	5	5	5	人
		②確保の内容	5	5	5	5	5	
		②-①	0	0	0	0	0	

（1）時間外保育（延長保育）事業

事業概要	通常保育時間（8時～17 時 30 分）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業です。
施 設 数	49 箇所
現　　況	延長保育の年間利用者数は、2019 年以降、微増の傾向にあります。 2023 年において全入所児童数の約 43%の児童が利用しています。

▸提供区域
行政区域

■利用実績の推移

単位（人）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
年間利用者数	3,090	3,174	3,199	3,178	3,191	1.03
実施園数	43 園	43 園	43 園	44 園	46 園	

①　全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092
②確保の内容	3,298 （49 園）	3,223 （49 園）	3,185 （49 園）	3,122 （49 園）	3,092 （49 園）
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

＜整備計画＞
●延長保育実施予定
2026（令和８）年度以降に開設予定の私立幼稚園型認定こども園（大平区域）での延長保育の実施について、保育需要を踏まえ、事業者との協議により検討する。

② 区域別の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
中央区域	①量の見込み	904	901	904	904	917
	②確保の内容	904 （15園）	901 （15園）	904 （15園）	904 （15園）	917 （15園）
	②－①	0	0	0	0	0
岡崎区域	①量の見込み	538	519	510	497	494
	②確保の内容	538 （8園）	519 （8園）	510 （8園）	497 （8園）	494 （8園）
	②－①	0	0	0	0	0
大平区域	①量の見込み	299	295	294	287	279
	②確保の内容	299 （5園）	295 （5園）	294 （5園）	287 （5園）	279 （5園）
	②－①	0	0	0	0	0
東部区域	①量の見込み	164	159	152	145	141
	②確保の内容	164 （3園）	159 （3園）	152 （3園）	145 （3園）	141 （3園）
	②－①	0	0	0	0	0
岩津区域	①量の見込み	411	394	385	378	374
	②確保の内容	411 （7園）	394 （7園）	385 （7園）	378 （7園）	374 （7園）
	②－①	0	0	0	0	0
矢作区域	①量の見込み	539	517	504	479	466
	②確保の内容	539 （5園）	517 （5園）	504 （5園）	479 （5園）	466 （5園）
	②－①	0	0	0	0	0
六ツ美区域	①量の見込み	404	397	393	385	374
	②確保の内容	404 （4園）	397 （4園）	393 （4園）	385 （4園）	374 （4園）
	②－①	0	0	0	0	0
額田区域	①量の見込み	39	41	43	47	47
	②確保の内容	39 （2園）	41 （2園）	43 （2園）	47 （2園）	47 （2園）
	②－①	0	0	0	0	0

（2）一時預かり事業（幼稚園・認定こども園、保育園）

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

事業概要	通常の教育時間後や長期休業中などに、在園児を対象に保護者の希望に応じて預かり保育を実施するほか、保護者の就労や病気、出産又は育児疲れの解消などを目的として、在園児以外の子どもを対象に一時的な子どもの保育（保育所の入所待ちの場合は定期的な保育）を実施する事業です。
施設数	●私立幼稚園　18園 ●公立認定こども園　５園 ●私立認定こども園　２園
現　況	2023（令和５）年度現在で延べ利用人数が 70,557 人となっています。

▸提供区域
市全域

■利用実績

単位（園）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	23	23	24	24	24	1.04

【保育園等における一時預かり】

事業概要	保護者の就労や病気、出産又は育児疲れの解消などのための、一時的な子どもの保育を実施している事業です。
施設数	●保育園　24園 ●小規模保育事業所　３園 ●地域子育て支援拠点　１施設
現　況	保育園の利用実績は、2020 年、2021 年から減少していましたが、2022 年以降増加傾向にあります。

▸提供区域
行政区域

■利用実績の推移

単位（人日）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
保育園	7,993	6,238	6,025	6,893	7,139	0.89

①　全市の量の見込みと確保の内容

【幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり】

単位（人日）

全体	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954
１号認定による利用	18,404	17,709	17,043	16,586	16,476
２号認定による利用	56,381	54,252	52,214	50,814	50,478
②確保の内容	74,785（25 園）	71,961（25 園）	69,257（25 園）	67,400（25 園）	66,954（25 園）
②−①	0	0	0	0	0

【保育園等における一時預かり】

単位（人日）

全体	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	8,120	8,062	8,190	8,081	7,986
②確保の内容	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）
②−①	22,420	22,478	22,350	22,459	22,554

提供体制の考え方

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

● 各幼稚園及び認定こども園において、主に在園児を対象とする事業であり、各園で今後の量の見込みに対する提供体制を確保できる予定です。

この事業は幼稚園及び認定こども園で実施する幼児教育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない幼稚園及び認定こども園についても、順次、事業を実施します。

【保育園等における一時預かり】

● 確保の内容については、市内の保育園 24 園（１園当たり４人/日）において、本計画期間での量の見込みに対する提供体制を確保します。

この事業は保育園で実施する幼児保育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない保育園についても、順次、事業を実施します。

2025 年度　96 人（24 園×４人/日）×260 日(52 週×５日）　＝24,960 人日

● 小規模保育事業所３施設において、一時預かり事業を実施しています。

2025 年度　18 人（３施設×６人/日）×260 日（52 週×週５日）＝4,680 人日

● お子さんの性格や特性などにより、なじみのない施設に預けることを心配し、事業の活用が必要であるにも関わらず、利用を躊躇う保護者もいることから、より利用しやすい環境を整えるため、児童発達支援を行う事業者が運営する地域子育て支援拠点において一時預かり事業を実施しています。

2025 年度　６人×150 日（50 週×週３日）＝900 人日

② 区域別の量の見込みと確保の内容

【保育園における一時預かり】

単位（人日）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
中央区域	①量の見込み	2,227	2,253	2,323	2,341	2,367
	②確保の内容	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)
	②－①	6,093	6,067	5,997	5,979	5,953
岡崎区域	①量の見込み	1,325	1,298	1,312	1,287	1,276
	②確保の内容	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)
	②－①	2,835	2,862	2,848	2,873	2,884
大平区域	①量の見込み	736	738	756	743	721
	②確保の内容	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)
	②－①	1,344	1,342	1,324	1,337	1,359
東部区域	①量の見込み	403	398	392	376	365
	②確保の内容	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)
	②－①	637	642	648	664	675
岩津区域	①量の見込み	1,011	986	989	979	965
	②確保の内容	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)
	②－①	6,649	6,674	6,671	6,681	6,695
矢作区域	①量の見込み	1,328	1,293	1,297	1,239	1,203
	②確保の内容	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)
	②－①	752	787	783	841	877
六ツ美区域	①量の見込み	994	994	1011	995	967
	②確保の内容	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)
	②－①	3,166	3,166	3,149	3,165	3,193
額田区域	①量の見込み	96	102	110	121	122
	②確保の内容	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)
	②－①	944	938	930	919	918

（3）地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。 ▸提供区域 市全域
施設数	●総合子育て支援センター（城北保育園に併設／１箇所） ●地区子育て支援センター（六ツ美中・島坂・豊富・竜谷・岩松保育園に設置／５箇所） ●つどいの広場（公共施設：岡崎げんき館・北部・南部・西部・東部地域交流センター・六ツ美分館内の６箇所／民間施設：井ノ口新町に１箇所） ●そのほか、子育て広場事業として、15 箇所の保育園の園庭や保育室の一部を開放
現況	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が大幅に減少したものの、徐々に利用者数が回復しつつあります。 児童発達支援を行う事業者との連携により、新たなつどいの広場「おひさま」が令和６年５月に開所しました。

■利用実績の推移

単位（人日）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
総合子育て支援センター	32,015	26,298	29,625	31,115	34,258	1.07
地区子育て支援センター	16,855	9,583	10,795	14,206	13,176	0.78
つどいの広場	126,523	46,502	59,385	66,355	81,990	0.56
合　計	175,393 （12 箇所）	82,383 （12 箇所）	99,805 （12 箇所）	111,676 （12 箇所）	129,424 （12 箇所）	0.66

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人日）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み（年間値）	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106
②確保の内容（年間値）	202,445 （13 箇所）	201,054 （19 箇所）	204,184 （19 箇所）	201,513 （19 箇所）	199,106 （19 箇所）
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 高年者センター岡崎と地域福祉センターでは、多様な世代や属性の人が交流できる「ごちゃまぜ福祉」を目指しています。その取組をより推進するため、地域子育て支援拠点事業を各センターにおいて新たに実施し、子育て世帯や児童が気軽に集うことができる身近な地域の居場所を拡大していくとともに、多世代間の交流や地域のつながりを深められるような取組をすすめていきます。

＜整備計画＞
●2026（令和８）年度
高年者センター岡崎（美合町）、地域福祉センター（東・西・南・北・中央）の計６箇所で事業開始

（4）利用者支援事業

事業概要	子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 【基本型】 教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で寄り添い型の支援を行う。また、地域住民にとって身近な地域子育て相談機関として、子育て世帯からの相談に応じ必要な助言を行うとともにこども家庭センターとの連絡調整を行うもの 【こども家庭センター型】 母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応を行うもの
施設数	●基本型　7箇所（うち地域子育て相談機関６箇所） ●こども家庭センター型　１箇所
現　況	2016（平成 28）年度から総合子育て支援センターで基本型、保健所で母子保健型を実施しました。2017（平成 29）年度から５箇所の地区子育て支援センターで基本型を開始し、より身近な場所で子育てに関する支援が受けられるよう体制を整えました。 2021（令和３）年度から福祉総合相談体制のこどもエリアで基本型と母子保健型を開始し、児童福祉法の改正により、2024（令和６）年度からは母子保健型は児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と一体的支援としてこども家庭センター型になりました。また、基本型の６箇所に地域子育て相談機関を開設しました。

▶提供区域
市全域

■利用実績の推移

単位（箇所）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
基本型	6	6	7	7	7	1.17
母子保健型	1	1	2	2	2	2.00
合　計	7	7	9	9	9	

全市の量の見込みと確保の内容

■基本型

単位（箇所）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②−①	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関

単位（箇所）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の内容	6	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

単位（箇所）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 2024（令和６）年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営をするこども家庭センターを設置し、母子保健型をこども家庭センター型に統合し、妊娠期から子育て期にわたる子育て世帯の多様なニーズに対応するとともに児童虐待の未然防止を推進します。また、地域住民に身近な相談機関である地域子育て相談機関を基本型の７箇所のうち６箇所に設置し、子育て世帯の相談に応じ助言を行います。

（5）病児・病後児保育事業

事業概要	症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない子ども、あるいは、病気の回復期にあり、まだ集団保育等が困難な子どもについて、保護者の都合で保育できない場合に、一時的に預かる事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	●病児保育１箇所（MON TAMIA（モン タミア）） ●病後児保育２箇所（八帖保育園、岡崎げんき館）	
現　況	利用実績は、特に病児保育については増加傾向にあります。 2019（令和元）年度から病児保育を実施しています。	

■利用実績の推移

単位（人日）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年間平均
年間延べ利用者数計	病児保育	85	61	298	322	509	255
	病後児保育	7	8	32	93	58	39.6
合　計		92	69	330	415	567	276.2

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人日）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み		711	694	686	672	666
②確保の内容	病児保育	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）
	病後児保育	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）
②−①		2,809	2,826	2,834	2,848	2,854

提供体制の考え方

【病児保育】

● 確保の内容は、MON TAMIA（モン タミア）で６人／日を預かることができる体制を確保しています。

＜保育可能人数＞　６人/日×240日（20日×12箇月）＝1,440人

【病後児保育】

● 確保の内容は、岡崎げんき館で４人／日、八帖保育園で４人／日(認可保育所利用者のみ)を預かることができる体制を確保しています。

＜保育可能人数＞　８人/日×260日（52週×５日）＝2,080人

（6）放課後児童健全育成事業

1）放課後児童クラブ

事業概要	保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。
施設数	●児童育成センター（38 クラブ） ●民間の児童クラブ（15 クラブ）
現況	利用希望者が近年著しく増えており、事業供給量が不足している状態です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いが保護者にとってわかりにくく、ニーズが混在している状況となっています。

▸提供区域
小学校区

■利用実績の推移

単位（人）

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
利用児童数	低学年	2,567	2,523	2,530	2,630	2,771	1.08
	高学年	500	533	549	549	617	1.23
合　計		3,067	3,056	3,079	3,179	3,388	1.10

※各年度5月1日現在

①　全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	1年生	1,087	1,058	1,020	1,094	1,065
	2年生	1,040	1,010	986	958	1,028
	3年生	837	879	858	846	826
	4年生	493	475	482	457	452
	5年生	231	247	255	260	252
	6年生	128	145	162	168	177
	合計	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800
②確保の内容		3,715	3,830	3,830	3,830	3,830
②−①		▲101	16	67	47	30

提供体制の考え方

- 小学校施設の活用について、教育委員会と連携して検討していきます。
- 事業量の不足する学区において、民間事業者の参入を促進し、事業量の確保を図ります。
- 市営住宅の建替整備に合わせ、市営住宅敷地内に放課後児童クラブを併設して整備します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図る一方で、その役割を分担し、児童の居場所を確保します。
- 国の放課後児童クラブ送迎支援事業等を活用して、余裕のある学区で児童を受入れることにより、学区間の需給バランスの改善を図ります。

② 区域ごとの量の見込み

単位（人）

学 区	量の見込み				
	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
梅園	120	118	108	108	107
根石	113	117	121	126	124
男川	112	111	105	108	112
美合	49	51	50	57	56
緑丘	166	170	175	174	177
羽根	143	152	156	157	154
岡崎	150	148	138	139	135
六名	183	181	172	160	154
三島	75	72	69	66	60
竜美丘	110	105	107	107	109
連尺	140	146	153	160	165
広幡	114	119	119	124	121
井田	200	190	178	169	163
愛宕	22	23	23	20	22
福岡	163	159	157	150	152
藤川	54	54	61	66	68
山中	42	40	38	34	32
本宿	51	49	51	51	53
常磐	47	53	55	57	54
細川	118	112	111	108	102
岩津	68	69	66	62	58
大樹寺	117	129	131	134	138
大門	123	123	119	123	128
矢作東	131	139	140	148	151
矢作北	97	96	93	95	96
矢作西	38	40	38	39	41
矢作南	151	147	144	152	164
六ツ美中部	41	42	49	51	61
六ツ美北部	113	110	118	124	133
六ツ美南部	120	117	109	111	113
城南	81	84	83	89	93
上地	168	168	161	155	148
小豆坂	113	109	103	103	102
北野	104	104	106	110	110
六ツ美西部	127	119	108	104	99
豊富	52	48	48	42	45
合計	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800

※ 主要学区のみ掲載（※本計画には市内全学区を含む。）

2）放課後子ども教室（学区こどもの家）

事業概要	保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生を対象に、地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的としています。 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごします。
施 設 数	●学区こどもの家（43館）　　●学校施設等（４箇所）
現　　況	2019（令和元）年度から全ての学区47箇所で実施しています。 学区こどもの家と放課後児童クラブが近接している学区では、連携して一体的に事業を実施しています。

▸提供区域
小学校区

■利用実績の推移

単位（人日）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
年間延べ利用児童数	低学年	425,418	320,464	335,008	347,334	352,685	0.83
	高学年	103,670	69,384	84,731	85,382	103,884	1.00
合　計		529,088	389,848	419,739	432,716	456,569	0.86

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人日）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	低学年	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
	高学年	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合計	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②確保の内容		600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②−①		0	0	0	0	0

※ 放課後児童クラブ（留守家庭児童）の利用を含む。

提供体制の考え方

- 児童数の少ない放課後児童クラブの未設置学区や放課後児童クラブの事業量が不足している学区では、放課後児童クラブの代替機能を担います。
- 児童数の多い学区では面積的に余裕がないため、放課後児童クラブと調整を図りながら実施します。
- 学区こどもの家のレクリエーション室は空調がないため、天候や気温等に十分注意しながら、安全かつ安心な環境で事業を実施します。

放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携の推進

【放課後子ども教室】

・ 地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的とする。
・ 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごす。

対　　象：全ての児童
実施機関：学区こどもの家 など

連携し
一体的に
実施

【放課後児童クラブ】

・ 保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。

対　　象：留守家庭児童
実施機関：
児童育成センター・民間児童クラブ

≪ ねらい ≫
・ 放課後の安全・安心な居場所の確保
・ 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
・ 放課後児童クラブの活動の幅の拡大

● 取組の方向性

・放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区については、支援員と指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
・児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで放課後児童クラブの代替機能を担います。
・障がい等、特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、支援員等へ事例検討や研修を行うとともに、放課後児童クラブの状況に応じ、支援員等の加配など配慮をしていきます。また、保護者や学校等の関係機関と連携して、放課後児童クラブ・放課後子ども教室として適切な対応を図ります。
・支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図るとともに、放課後児童クラブに対し、監査等を通じて指導していきます。
・保護者が事業を選択できるよう事業について周知するとともに、放課後子ども教室地域ボランティアの充実を図ります。
・学校施設を利用している校内交流型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室については、学校や教育委員会等と情報の共有化等を図り、円滑な取組促進に努めます。

校内交流型の実施：現況４箇所　⇒　2023（令和５）年度末までの目標６箇所

● 連携体制

・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して検討していきます。
・小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図っています。
・総合教育会議等を活用して情報を共有し、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。また、「おかざきっ子　育ちプラン」の評価機関である、岡崎市子ども・子育て会議において放課後対策事業の実施状況を点検・評価し、事業の着実な進捗を図ります。

● 開所時間

・放課後子ども教室は午後６時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長しています。
・放課後児童クラブは、現状、午後７時まで開所しており、今後も現在の開所時間を維持していきます。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う事業です。
施 設 数	こども家庭センター内（１箇所）
現　　況	2014 年（平成 26 年）から 2018 年（平成 30 年）の５年間で急激に増えた利用実績と会員数は、2019 年（令和元年）から 2023 年（令和５年）までの５年間で一定の件数に落ち着きつつあります。 利用の内容は就学前児童、小学生ともに送迎が増加傾向にあります。

▸提供区域
市全域

■利用実績の推移

単位（回）

就学前児童	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
週平均	106	90	79	101	74	0.69
年間延べ利用者数（就学前児童）	5,535	4,700	4,103	5,279	3,845	0.69
小学生	**2019 年度**	**2020 年度**	**2021 年度**	**2022 年度**	**2023 年度**	**2023/2019 年度比**
週平均	55	56	75	58	93	1.70
年間延べ利用者数（小学生）	2,854	2,919	3,896	3,023	4,848	1.70

単位（人）

会員数	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
依頼会員	1,421	1,405	1,458	1,463	1,487
援助会員	113	114	122	113	113
両会員	79	77	68	59	57
合　計	1,613	1,596	1,648	1,635	1,657

全市の量の見込みと確保の内容

■就学前児童

単位（回）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864
②確保の内容	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864
②－①	0	0	0	0	0

■小学生

単位（回）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
②確保の内容	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- まずは援助会員数の維持を目標として、現在の依頼ニーズに対応していきたいと思います。
- 今後、ニーズの増大にも対応できるよう、援助会員の増加に努めていきます。

（8）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業概要	ショートステイは、保護者による養育が一時的に困難になった場合に、１週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設や里親宅で児童の養育・保護を提供する事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に児童養護施設で児童を預かる事業です。
施設数	●ショートステイ　５箇所（市内３箇所、市外２箇所） ●トワイライトステイ　１箇所（市内）
現　況	ショートステイの利用日数及び利用者数は、年度によって異なっている状況です。臨時的需要の事業であるものの、一定の利用ニーズがあり繰り返しの利用も増加しています。トワイライトステイは、2025 年度から実施。

▸提供区域
市全域

■利用実績の推移

単位（人日）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
年間延べ利用者数	39	82	79	61	109	2.79

全市の量の見込みと確保の内容

■ショートステイ

単位（人日）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保の内容	120	120	120	120	120
②−①	0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

単位（人日）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	67	67	67	67	67
②確保の内容	67	67	67	67	67
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 保護者や子どもの状況やニーズを面接により把握し、子どもによって最善のサービスの提供に努めます。
- 2023（令和５）年度から新たに里親への委託を開始し、預け先の選択肢が増えました。里親が送迎対応可能の場合、これまで保護者が行なっていた施設への送迎がなくなることや、施設にいる期間はできなかった学校や保育園等への通学・通園ができるようになるなどのメリットがあります。

  臨時的需要の事業であることから、選択肢の増加と利用者数の増は必ずしも比例しません。
- 保護者が就労等で休日や平日夜間に児童を養護できない場合に対応するため、子育て支援サービスを整備します。

（9）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行う事業（こんにちは赤ちゃん事業）です。訪問員は保育士です。	▸提供区域 市全域
現　　況	令和５年１月、妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を合わせて実施するようにしたため高い訪問率で推移しています。	

■利用実績の推移

単位（人）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
訪問員による訪問対象乳児数	2,311	2,194	3,013	2,675	2,631	1.14
訪問実施済数	2,281	2,178	2,992	2,662	2,631	1.15
訪問率	98.7%	99.3%	99.3%	99.5%	100%	—

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
訪問員による訪問対象乳児数	①量の見込み	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340
	②確保の内容	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340
	②−①	0	0	0	0	0
訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

提供体制の考え方

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、引き続き、訪問率100%を目指します。
- 育児等に関する様々な不安や悩みを軽減し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。また、「地域子育て相談機関」と連携し、切れ目ない支援を実施します。

（10）養育支援訪問事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言等を行う事業です。なお、ヘルパー派遣については、児童福祉法の改正に伴い、2024年度から子育て世帯訪問支援事業で実施します。	▸提供区域 市全域
現　況	訪問回数は年度により異なりますが、専門職による訪問支援が必要な世帯は増加傾向にあります。家庭のリスクが高ければ高いほど家庭訪問の受け入れが難しくなる傾向にあります。	

■利用実績の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
専門職訪問（養育相談等）	対象世帯数（世帯）	25	41	40	32	42	1.68
	延べ回数（回）	130	295	258	137	243	1.87
ヘルパー派遣（家事援助等）	対象世帯数（世帯）	6	7	6	7	13	2.17
	延べ回数（回）	98	138	113	99	186	1.90

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
専門職訪問（養育相談等）	①量の見込み	600	600	600	600	600
	②確保の内容	600	600	600	600	600
	②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 岡崎市こども家庭センターの保健師等の訪問相談・指導・助言等を、サポートプランに基づいて実施します。
- 岡崎市要保護児童・ＤＶ対策協議会等と連携し、支援方法を検討します。

（11）子育て世帯訪問支援事業

事業概要	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、ヘルパー等による家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えるための事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	児童福祉法の改正に伴い、2023 年度まで養育支援訪問事業として実施されていたヘルパー派遣等が、子育て世帯訪問支援事業として実施されることになりました。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保の内容	110	110	110	110	110
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 市が委託した事業所からヘルパー等が派遣されます。
- サポートプランに基づいて、短期から中期的な支援を実施します。

（12）親子関係形成支援事業

事業概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、グループワーク、ロールプレイ等を通じて親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	児童福祉法の改正に伴い、2024 年度から実施されることになりました。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 専門の講師に依頼をしてグループワークを実施します。
- プログラムは１セッション４回を予定しております。グループワークに参加できる方は、支援が必要と判断された方となります。

（13）妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦およびその配偶者等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。 令和６年子ども・子育て支援法改正により、伴走型相談支援が「妊婦等包括相談支援事業」として地域こども・子育て支援事業に位置付けられました。	▸提供区域 市全域
現　況	妊娠届出時の面談、妊娠８か月頃のアンケート、出産後の乳児家庭全戸訪問事業で少なくとも３回の面談等を実施し、出産・育児等の見通しを立て、様々な不安や悩みに答え、ニーズに応じた支援につなげています。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（回）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233
②確保の内容	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 妊婦・その配偶者等に対して面談その他の方法等により情報提供や相談等を行います。
- 妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進します。

（14）妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

事業概要	妊婦と胎児の異常の早期発見により、適正医療につなげるとともに、保健指導の実施により、安全・安心な出産と健全な育児に臨めるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	県内医療機関等への委託契約（県外受診は償還払）により実施しています。	

■利用実績の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
妊娠届出件数（件） （延べ受診者数）（人）	3,163 39,199	3,026 36,747	2,933 37,498	2,662 34,968	2,643 32,728	0.84 0.83

全市の量の見込みと確保の内容

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	①対象人数（人）	2,563	2,486	2,411	2,411	2,411
	②受診票（回数）（回）	14	14	14	14	14
	③受診票使用率	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
健診回数（回）		34,806	33,760	32,741	32,741	32,741

提供体制の考え方

● 妊婦健康診査事業については、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

（15）産後ケア事業

事業概要	分娩施設退院後から病院、診療所、助産所等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、必要とする母親及び乳児（以下「母子」という。）に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。 令和３年に母子保健法改正により法定化され、令和６年子ども・子育て支援法の改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。	▸提供区域 市全域
現　況	平成 31 年度から宿泊型とデイサービス型により事業を開始し、当初対象者が産後４か月以内の「産後に心身の不調または育児不安等がある者」「その他、特に支援が必要と認められる者」としておりましたが、令和３年度に産後１年以内に対象期間を拡大しました。また、令和５年度から訪問型を追加したことや、国が対象者を見直し、「支援を必要とする全ての方」が利用できるようになったことにより、利用者が年々増加しています。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	780	964	1,028	1,028	1,028
②確保の内容	780	964	1,028	1,028	1,028
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 需要に応じた提供体制の確保に努め、必要に応じ県下での広域調整が可能となるよう県との協働に努めます。
- 出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

（16）実費徴収に係る補足給付事業

事業概要	就学前の子どものうち、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第３子以降の全ての子どもに対して、教育を利用するために必要な副食費相当分の費用を助成する事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	幼児教育の無償化に伴い、2019（令和元）年 10 月から開始しました。	

■利用実績の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
延べ受給者数（人）	444	477	638	656	573	1.29

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	603	580	558	543	540
②確保の内容	603	580	558	543	540
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

（17）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対して利用料の一部を助成する事業です。
現　況	国の制度改正に伴い、2022（令和４）年４月から開始しました。

▸提供区域
市全域

■利用実績の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
受給者数（人）				3	4	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

５．教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及について

本市は、2017（平成 29）年度に公立幼稚園３園を幼保連携型認定こども園に移行し、既存の公立保育所型認定こども園２園と合わせ５園の認定こども園により、教育・保育を一体的に提供しています。

認定こども園のうち幼保連携型認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、既存の幼稚園の認定こども園化によって保育ニーズへの対応が可能になり、既存の保育園の認定こども園化によっては幼稚園不在地域への対応が可能になるといったメリットがあります。

こうしたことから、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行の希望があれば、地域や事業者の実情を勘案しながら円滑な移行に向けて支援し、教育・保育へのニーズに対応しています。2023（令和５）年度には私立幼稚園２園が幼保連携型認定こども園に移行しました。

一方、保育園については、現在、額田区域において公立保育所型認定こども園を２園設置していますが、公立、私立とも、３歳未満児を中心に、保育ニーズが高くなっている現在の状況においては、当面の間、保育を必要とする子どもを対象とした施設として継続していく必要があります。

幼稚園や保育園からの認定こども園への移行に当たっては、施設・設備の改修や職員体制の確保等が必要となる場合があることから、本市では、幼稚園及び保育園の設置者に適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。

（２）質の高い教育・保育の提供について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、先進地の事例研究や保育士と保育教諭の合同研修のあり方等の検討を進めていきます。

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

（３）地域子ども・子育て支援事業の提供について

保護者が子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減できるよう、地域で子育てを支えるネットワークづくりを進めます。妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭など、全ての子育て家庭を対象に、ニーズに合わせた多様な支援を進めていきます。

（４）幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。また、岡崎市幼保小連絡協議会を定期的に開催し、関係者相互の交流を通じて連携を進めます。

６．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、市では子育てのための施設等利用給付に当たって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

（1）子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年４回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

（2）子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。
その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

（3）愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。